

久慈市山村文化交流センター(令和7年4月1日改定)

■施設使用料

(単位 円)

ホール		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
入場料区分		午前	午後	夜間	全日
無料	休日	7,830	11,640	14,110	25,860
	その他の日	6,490	9,400	11,740	21,150
1,000円以下	休日	9,850	14,560	17,640	32,340
	その他の日	8,170	11,750	14,690	26,450
1,001円以上 2,000円以下	休日	11,750	17,460	20,580	38,220
	その他の日	9,740	14,670	17,640	32,340
2,001円以上 3,000円以下	休日	13,770	20,380	23,510	44,090
	その他の日	11,410	17,020	20,580	38,220
3,001円以上	休日	15,670	23,290	26,450	49,980
	その他の日	12,990	19,490	23,510	44,090
練習室		2,040	2,340	2,640	5,130
第1楽屋		890	1,110	1,450	3,130
第2楽屋		890	1,110	1,450	3,130

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金額をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 「休日」とは、久慈市の休日に関する条例（平成18年久慈市条例第5号）に規定する休日をいう。
- 入場料金を徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的でホールを使用する場合は、3,001円以上の入場料を徴収する場合の額と同額とする。
- 練習室において、入場料を徴収し、又は営業の宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、既定の使用料の額の5倍に相当する額とする。
- ホールを専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の7割に相当する額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は18時から22時までの使用料の額の時間割計算による額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

■ 附属設備使用料

区 分		使 用 料	
		単 位	金 額
舞 台 設 備	音響反射板（サスペンションライト付）	1 式	3,300
	しゃ幕	1 枚	440
	地がすり	1 枚	330
	演台（脇台付）	1 式	440
	スクリーン	1 式	660
	平台	1 枚	110
	めくり台	1 台	110
	司会者台	1 台	220
	指揮者台	1 台	220
	指揮者用譜面台	1 台	110
	演奏者用譜面台	1 台	60
	音 響 設 備	音響拡声装置	1 式
カセットテープレコーダー		1 台	440
コンパクトディスクプレーヤー		1 台	440
ミニディスクレコーダー		1 台	440
DVD プレーヤー		1 台	440
ステージスピーカー		1 台	550
マイクロホン（ダイナミック）		1 本	220
マイクロホン（コンデンサ）		1 本	440
ワイヤレスマイクロホン装置（マイクロホン1本付き）		1チャンネル	550
移動式はね返りスピーカー		1 台	330
音響機器持込料		1キロワット	110
照 明 設 備		基本照明A シーリングライト、フロントサイドスポットライト、2列以下のサスペンションライトを使用した場合	1 式
	基本照明B 基本照明Aに加えローアーホリゾンライト、アッパーホリゾンライト、3列のサスペンションライトを使用した場合	1 式	5,500
	センターフォロースポットライト	1 台	1,100
	スポットライト	1 台	110
	パーライト	1 台	110
	照明機器持込料	1キロワット	110
の そ 設 の 備 他	ピアノ（ヤマハCFⅢ）	1 台	4,400
	ピアノ（ヤマハG2E）	1 台	550
	可動式プロジェクター	1 台	660
	電気機器持込料	1キロワット	110

備 考

- 1 使用回数は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から22時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで及び13時から22時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から22時までの使用の場合は3回使用したものとする。
- 2 使用時間が止むを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は18時から22時までの使用料の額の時間割計算による額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 3 ピアノの使用料は、調律料を含まないものとする。
- 4 機器持込料の単位は、1台ごとにその表示された消費電力によるものとし、1キロワットに満たない端数がある場合は、これを1キロワットに切り上げるものとする。
- 5 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。
- 6 会議室又は視聴覚室の利用者等が当該会議室又は視聴覚室に附属する機を使用する場合は、この表の規定にかかわらず当該機の使用料は徴収しない。